

納骨堂の 経営許可の 基準等	納骨堂の経営を 申請できる者	地方公共団体	条例第 10 条第 1 項第 1 号
		宗教法人で宗教法人法の規定により登記された主たる事務所を 5 年以上市内 に有するもの	
		納骨堂の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人	
	納骨堂の設置 場所の基準	納骨堂を經營しようとする者が所有する土地（当該土地に関する所有権以外 の権利が存しないものに限る）であること。	条例第 10 条第 1 項第 4 号
		納骨堂の新設区域の境界線から病院又は診療所の敷地との水平距離が 50m 以上ある土地であること。	条例第 10 条第 1 項第 5 号 別表第 1 納骨堂の項第 1 号
		宗教法人が經營する納骨堂にあつては、主たる事務所が存する宗教法人法第 3 条第 2 号に規定する土地（同条に規定する境内建物のうち教義を広め儀式 行事を行う施設が存するものに限る。）又はこれに隣接する土地であること。	条例第 10 条第 1 項第 5 号 別表第 1 納骨堂の項第 2 号
	納骨堂の 構造基準	駐車場の台数は、納骨壇の数の 3%以上の駐車できる台数を設けるよう努め ること。	条例第 8 条第 2 項 規則第 7 条第 3 項
		納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅 3m以上の緑地を設け、かつ当該 境界から 3m以上内側に障壁又は樹木の垣根等を設けること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 納骨堂の項第 1 号
		建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号に規定する耐火構造と し、納骨装置は同条第 9 号に規定する不燃材料を用いること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 納骨堂の項第 2 号
		納骨堂に近接した場所等、市長が認める場所に、管理事務所及び便所を設け ること。	条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 納骨堂の項第 3 号
出入口及び納骨装置は、施錠のできる構造とすること。		条例第 10 条第 1 項第 6 号 別表第 2 納骨堂の項第 4 号	
その他	納骨堂の管理及び埋葬等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その 他公共の福祉の見地から、支障なく行われるものであること。	条例第 10 条第 1 項第 7 号	